

「偽造医薬品・指定薬物対策推進会議」開催要綱

平成 26 年 3 月

医薬食品局監視指導・麻薬対策課

1. 目的

最近、インターネット経由での偽造医薬品等の販売事例が増えており、偽造医薬品による健康被害の事例も報告されている。また、指定薬物やいわゆる脱法ドラッグ（以下「指定薬物等」という。）の使用に起因する被害情報の報告も後を絶たない。

こうした中、今般、薬事法の一部改正により、本年4月1日から指定薬物の所持・使用が禁止されるとともに、6月12日から一般用医薬品のインターネット販売が認められることになる。（偽造医薬品と指定薬物等は、インターネットで取引されることが多く、健康被害を防止する視点も同じであるので、対策の共通点も多く、一体的に取り組むことが効果的である。）

このため、偽造医薬品や指定薬物等に関する情報収集、広報啓発、個人輸入の制度運用の適正化の方策について、有識者、医薬品の製造・販売、メディア、行政の関係者が一体となって協働で対策の一層の推進を図ることを目的として、「偽造医薬品・指定薬物対策推進会議」（以下「本会議」という。）を開催する。

2. 会議で議論し取り組む事項

- (1) 偽造医薬品及び指定薬物等に関する情報収集、広報啓発、個人輸入の制度運用の適正化の方策
- (2) 偽造医薬品及び指定薬物等の対策についての関係者の取組内容の共有並びに関係者の協働による取組みの推進

3. 構成員等

- (1) 本会議の構成員は、別紙の構成員により構成する。
- (2) 本会議に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。座長は会務を総括し、推進会議を代表する。
- (3) 本会議は、必要に応じて、構成員以外の専門家及び有識者から意見を聞くことができる。
- (4) 本会議は、必要に応じて、関係省庁のオブザーバーとしての参加を認めることができる。

4. 会議の開催

- (1) 本会議は、医薬食品局長が、構成員等の参集を求め開催する。
- (2) 医薬食品局長は、本会議を招集しようとするときは、あらかじめ期日及び場所を構成員等に通知するものとする。
- (3) 座長は、議長として本会議の議事を整理する。
- (4) 本会議は、原則として公開で行い、会議資料及び議事録を後日公開する。ただし、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合等は非公開とする。

5. 運営その他

- (1) 本会議の庶務は、医薬食品局監視指導・麻薬対策課が行う。
- (2) その他、会議の運営に関する必要な事項は、座長が本会議の了承を得て、その取扱いを定める。